千葉県選挙管理委員会
31.2.21
千選管第　号

※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書（平成 30 年分）

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☑ 政党の支部 ／	☐ 政党
☐ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

（ふりがな）（こくみんみんしゅとうちばけんだいじゅっくそうし）

1 政治団体の名称　国民民主党千葉県第１０区総支部

2 主たる事務所の所在地　千葉県香取市佐原ロ２１６４－２

3 代表者の氏名　谷田川　元

4 会計責任者の氏名　宮澤　健

活動区域の区分	
☐	２以上の都道府県の区域等
☑	同一の都道府県の区域内 ／

事務担当者の氏名

髙栖　久美

（電話）　0478-54-5678

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
☑ 第１号に係る国会議員関係政治団体 ／
☐ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名　谷田川　元
・公職の種類　衆議院議員 ／
（該当する方に○→）（ 現職 ・ 候補者 ／ ）
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☑ 1年を通じて適用 ／
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

資金管理団体の指定の有無
☑ 無 ／
☐ 有
（以下　指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類
（該当する方に○→）（ 現職 ・ 候補者 ）
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

注意
（1） この表紙に記載する内容は、事務担当者の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
（2） 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
（3） 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
1 6 6 8 5 0	3 0	3 1 0 2 2 1	￥7,795,432

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

				十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①+②）	0	1	0		27,	078,	008
①（前年からの繰越額）	0	2	0			465,	999
②（本年の収入額＝A+B+C+D+E+F+G）	0	3	0		26,	612,	009
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	0	4	0		19,	282,	576
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0		7,	795,	432

※収支がない場合であっても、上欄にはすべて記入すること。

２．収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億	百万	千	円
金額 A	0	6	0		1,	192,	000
員数	0	7	0			1,	192

(2) 寄附

	行番			金額 十億	百万	千	円	備考
ア 寄附（イを除く。）の区分								
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0		6,	500,	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0					
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0		5,	850,	000	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0					内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ｱ）+（ｲ）+（ｳ）	1	2	0		12,	350,	000	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0				0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）	1	5	0		12,	350,	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その３－２）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティー）

			政治資金パーティーの名称	金額 十億	百万	千	円	開催年月日	開催場所（所在地及び施設名）
			谷田川元主催講演会・パーティー		10,	270,	000	30.11.25	千葉県成田市小菅700成田ビューホテル
8	0	0	この頁の小計		10,	270,	000		
9	0	0	合計 D		10,	270,	000		

注意(1)収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）については、本表のほか表(その10)も提出すること。
(2)20万円超の購入者がいる場合には、表(その11-1)～(その11-3)にその内容を記載すること。
また、あっせんによって20万円超の収入（売上）を集めた者がいる場合には、表(その12-1)～(その12-3)にあっせんの内容を記載すること。

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			国民民主党党本部　財務局	900,000	30.7.20	東京都千代田区永田町1-11-1	
			〃	1,000,000	30.8.2	〃	
			〃	900,000	30.10.10	〃	
8	0	0	この頁の小計	2,800,000			
9	0	0	合計 F	2,800,000			

（その６）

（６）その他の収入

			摘　　要	金　　額 十億	百万	千	円	収入年月日	備　　考
8	0	0	この頁の小計				9		
8	1	0	１件10万円未満のもの						
9	0	0	合　　計 G				9		

→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件10万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			保津　豊徳						千葉県香取市北2-14-10	医師	
						10,	000	30.1.26			
						10,	000	30.2.28			
						10,	000	30.3.28			
						10,	000	30.4.27			
						10,	000	30.5.28			
						10,	000	30.6.28			
						10,	000	30.7.27			
						10,	000	30.8.28			
						10,	000	30.10.1			
						10,	000	30.10.26			
						10,	000	30.11.29			
						10,	000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			椎名　修						千葉県成田市土屋839		
						5	000	30.1.26			
						5	000	30.2.28			
						5	000	30.3.28			
						5	000	30.4.27			
						5	000	30.5.28			
						5	000	30.6.28			
						5	000	30.7.27			
						5	000	30.8.28			
						5	000	30.10.1			
						5	000	30.10.26			
						5	000	30.11.29			
						5	000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計			60	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			五十嵐　玲彦						千葉県佐倉市上座469-12	税理士	
						10,	000	30. 1. 26			
						10,	000	30. 2. 28			
						10,	000	30. 3. 28			
						10,	000	30. 4. 27			
						10,	000	30. 5. 28			
						10,	000	30. 6. 28			
						10,	000	30. 7. 27			
						10,	000	30. 8. 28			
						10,	000	30. 10. 1			
						10,	000	30. 10. 26			
						10,	000	30. 11. 29			
						10,	000	30. 12. 28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			郡司　宗文			5,	000	30.1.26	千葉県香取市北1-9-12	医師	
						5,	000	30.2.28			
						5,	000	30.3.28			
						5,	000	30.4.27			
						5,	000	30.5.28			
						5,	000	30.6.28			
						5,	000	30.7.27			
						5,	000	30.8.28			
						5,	000	30.10.1			
						5,	000	30.10.26			
						5,	000	30.11.29			
						5,	000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計			60,	000	/			
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			石毛　雅志			5,	000	30.1.26	千葉県旭市新町122	農業	
						5,	000	30.2.28			
						5,	000	30.3.28			
						5,	000	30.4.27			
						5,	000	30.5.28			
						5,	000	30.6.28			
						5,	000	30.7.27			
						5,	000	30.8.28			
						5,	000	30.10.1			
						5,	000	30.10.26			
						5,	000	30.11.29			
						5,	000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計			60,	000	✓			
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			篠塚　とし						千葉県香取市牧野2019	自営業	
						10,	000	30. 1. 26			
						10,	000	30. 2. 28			
						10,	000	30. 3. 28			
						10,	000	30. 4. 27			
						10,	000	30. 5. 28			
						10,	000	30. 6. 28			
						10,	000	30. 7. 27			
						10,	000	30. 8. 28			
						10,	000	30. 10. 1			
						10,	000	30. 10. 26			
						10,	000	30. 11. 29			
						10,	000	30. 12. 28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000	／			
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(に)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			島﨑　哲弥						千葉県香取市北3-4-16	医師	
						5,	000	30.1.26			
						5,	000	30.2.28			
						5,	000	30.3.28			
						5,	000	30.4.27			
						5,	000	30.5.28			
						5,	000	30.6.28			
						5,	000	30.7.27			
						5,	000	30.8.28			
						5,	000	30.10.1			
						5,	000	30.10.26			
						5,	000	30.11.29			
						5,	000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計			60,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			浅野　尚						千葉県香取市佐原イ1680-4	医師	
						5,	000	30.1.26			
						5,	000	30.2.28			
						5,	000	30.3.28			
						5,	000	30.4.27			
						5,	000	30.5.28			
						5,	000	30.6.28			
						5,	000	30.7.27			
						5,	000	30.8.28			
						5,	000	30.10.1			
						5,	000	30.10.26			
						5,	000	30.11.29			
						5,	000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計			60,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			川本　正男						東京都新宿区北新宿1-14-6	アパート経営	
						5	000	30.1.30			
						5	000	30.3.2			
						5	000	30.3.30			
						5	000	30.5.2			
						5	000	30.5.30			
						5	000	30.7.2			
						5	000	30.7.31			
						5	000	30.8.30			
						5	000	30.10.3			
						5	000	30.10.30			
						5	000	30.12.3			
						5	000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計			60	000	／			
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			別宮　嘉代子						千葉県香取市小見川257	自営業	
						10,	000	30.1.30			
						10,	000	30.3.2			
						10,	000	30.3.30			
						10,	000	30.5.2			
						10,	000	30.5.30			
						10,	000	30.7.2			
						10,	000	30.7.31			
						10,	000	30.8.30			
						10,	000	30.10.3			
						10,	000	30.10.30			
						10,	000	30.12.3			
						10,	000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			細矢　正雄						千葉県成田市花崎町821	税理士	
						5,	000	30.1.30			
						5,	000	30.3.2			
						5,	000	30.3.30			
						5,	000	30.5.2			
8	0	0	この頁の小計			20,	000	／			
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			青山　嘉子			200,	000	30.2.7	千葉県香取市佐原イ3416	自営業	
8	0	0	この頁の小計			200,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			那須　保秋			200,	000	30.3.12	千葉県香取郡多古町南玉造30	農業	
8	0	0	この頁の小計			200,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			飯田　達雄			60,	000	30.3.12	千葉県香取市北1-3-1	自営業	
8	0	0	この頁の小計			60,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			寺本　敏司			60,	000	30.3.12	千葉県山武郡芝山町大台902	会社役員	
8	0	0	この頁の小計			60,	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			浅野　晃司			250,	000	30.3.12	茨城県稲敷市上之島1006	会社経営	
						500,	000	30.4.12	〃		
8	0	0	この頁の小計			750,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄　附　の　内　訳　（個　人）							寄　附　者　の　区　分	個　　人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住　　所	職　業	備　考
			小林　聡			120,	000	30.3.30	千葉県香取市玉造3-10-1	医師	
8	0	0	この頁の小計			120,	000	／			
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合　　計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			栗林　利男			500,	000	30.9.13	千葉県香取市西和田733	会社役員	
8	0	0	この頁の小計			500,	000	／			
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			石井　良典			200,	000	30.9.26	千葉県香取市佐原ロ2097-38	会社役員	
8	0	0	この頁の小計			200,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			小澤　重樹			100,	000	30.10.19	千葉県成田市花崎町920-606	会社役員	
						100,	000	30.12.6			
8	0	0	この頁の小計			200,	000	／			
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			佐藤　保寿			100,	000	30.10.23	東京都新宿区百人町2-22	会社役員	
8	0	0	この頁の小計			100,	000	／			
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(に)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）				寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額（十億／百万／千／円）	年月日	住所	職業	備考
			土川　峰仙	1,000,000	30.10.2	千葉県旭市岩井120	自営業	
8	0	0	この頁の小計	1,000,000				
8	1	0	その他の寄附	0				
9	0	0	合計					

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(に)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			鎌形　孝之			100,	000	30.11.13	千葉県香取市小見川1236-1	自営業	
8	0	0	この頁の小計			100,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			椎名　弘憲			50,	000	30.12.4	千葉県山武郡横芝光町宮川5481	自営業	
8	0	0	この頁の小計			50,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(に)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）				寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額（十億／百万／千／円）	年月日	住所	職業	備考
			白鳥　富士男	120,000	30.12.14	千葉県香取市佐原イ1722	自営業	
8	0	0	この頁の小計	120,000				
8	1	0	その他の寄附	0				
9	0	0	合計					

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(に)特　と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄　附　の　内　訳　（個　人）							寄　附　者　の　区　分	個　　人		
			寄附者の氏名	金　　額			年月日	住　　所	職　業	備　考
				十億	百万	千　円				
			坂本　文夫			120,000	30.12.28	千葉県香取市佐原ロ2028-43	医師	
8	0	0	この頁の小計			120,000	／			
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合　　計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			平山　眞佐雄			120,	000	30.12.28	千葉県香取市佐原イ1710	歯科医師	
8	0	0	この頁の小計			120,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			平山　邦恵			60,	000	30.12.28	千葉県香取市佐原イ1710	自営業	
8	0	0	この頁の小計			60,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			大崎　保司			120,	000	30.12.28	千葉県香取市佐原イ4149-227	司法書士	
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			長島　彪			120,	000	30.12.28	千葉県香取市玉造3-9-3	会社役員	
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄　附　の　内　訳　（個　人）							寄　附　者　の　区　分	個　　人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住　　所	職　業	備　考
			橋本　隆夫			60,	000	30.12.28	千葉県香取市佐原イ1900	会社役員	
8	0	0	この頁の小計			60,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合　　計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄　附　の　内　訳　（個　人）							寄　附　者　の　区　分	個　　人		
			寄附者の氏名	金　　額			年月日	住　　所	職　業	備　考
				十億	百万	千　円				
			石井　従道			120,000	30.12.28	千葉県香取市佐原イ1700	医師	
8	0	0	この頁の小計			120,000	／			
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合　　計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			薄根　経子			60,	000	30.12.28	千葉県香取市佐原イ593		
8	0	0	この頁の小計			60,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			小長谷　忠義			120,	000	30.12.28	千葉県香取市佐原イ570	自営業	
8	0	0	この頁の小計			120,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			高橋　脩一			60,	000	30.12.28	千葉県香取市佐原イ711	自営業	
8	0	0	この頁の小計			60,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(に)特　と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄　附　の　内　訳　（個　人）							寄　附　者　の　区　分	個　　人		
			寄附者の氏名	金　　額			年月日	住　　所	職　業	備　考
				十億	百万	千　円				
			久保木　一三			60,000	30.12.28	千葉県香取市牧野20-2	自営業	
8	0	0	この頁の小計			60,000	／			
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合　　計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			羽生　常司			120,	000	30.12.28	千葉県香取市佐原ロ2122-8	司法書士	
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			藤原　武			120,	000	30.12.28	千葉県香取市津宮512	自営業	
8	0	0	この頁の小計			120,	000	ノ			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			青野　正			60,	000	30.12.28	千葉県成田市猿山749-1	自営業	
8	0	0	この頁の小計			60,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(に)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			嶋田　相一			120,	000	30.12.28	千葉県旭市蛇園3306	会社役員	
8	0	0	この頁の小計			120,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			横田　浩昌			60,	000	30.12.28	千葉県成田市八代750-1	会社役員	
8	0	0	この頁の小計			60,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(に)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			布施　修一			60,	000	30.12.28	千葉県香取市佐原イ66	医師	
8	0	0	この頁の小計			60,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			保立　克之			60,	000	30.12.28	千葉県香取郡東庄町笹川ろ1011	自営業	
8	0	0	この頁の小計			60,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			佐々木　守			60,	000	30.12.28	千葉県旭市ロ1337-3	医師	
8	0	0	この頁の小計			60,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(に)特　と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄　附　の　内　訳　（個　人）							寄　附　者　の　区　分	個　　人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住　　所	職　業	備　考
			秋本　優			120,	000	30.12.28	茨城県稲敷市阿波1299	医師	
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合　　計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			岡根　清			120,	000	30.12.28	千葉県銚子市通町1895	自営業	
8	0	0	この頁の小計			120,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(こ)特　と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			廣瀬　辰臣			60,	000	30.12.28	千葉県香取市谷中42-1	自営業	
8	0	0	この頁の小計			60,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計			6,	500, 000	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(に)特　と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）								寄附者の区分			
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈱畔蒜工務店			300,	000	30. 3. 20	千葉県山武郡横芝光町木戸10110	畔蒜　毅	
8	0	0	この頁の小計			300,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）							寄　附　者　の　区　分			法人その他の団体	
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			成田空港警備㈱			120,	000	30.3.12	千葉県成田市東町77	神崎　輝夫	
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合　計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）				寄附者の区分	法人その他の団体			
			団体の名称	金額（十億／百万／千／円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			（株）上杉物産	120,000	30.3.16	茨城県神栖市知手3420-44	上杉　剛史	
8	0	0	この頁の小計	120,000				
8	1	0	その他の寄附	0				
9	0	0	合計					

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) **本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2) 年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）							寄　附　者　の　区　分		法人その他の団体		
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			（株）鈴徳			60,	000	30.3.30	千葉県香取市丁子1158	鈴木　徳陽	
8	0	0	この頁の小計			60,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合　計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）							寄　附　者　の　区　分		法人その他の団体		
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			阿部建設㈱			120,	000	30.4.10	千葉県旭市二528	阿部　典義	
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合　計								

→ ※ 下記注意（2）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）								寄附者の区分			
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)	サンライズフィード			120,	000	30.4.10	千葉県香取郡多古町十余三292-3	岩渕　行雄	
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）								寄　附　者　の　区　分		法人その他の団体	
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			東邦建設㈱						千葉県成田市吉倉150-18	宮村　良典	
						10,	000	30. 1. 25			
						10,	000	30. 2. 26			
						10,	000	30. 3. 23			
						10,	000	30. 4. 25			
						10,	000	30. 5. 25			
						10,	000	30. 6. 25			
						10,	000	30. 7. 25			
						10,	000	30. 8. 28			
						10,	000	30. 9. 25			
						10,	000	30. 10. 25			
						10,	000	30. 11. 26			
						10,	000	30. 12. 25			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合　計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）								寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈱東京自働機械製作所						東京都千代田区岩本町3-107	山本　治男	
						50,	000	30. 1. 25			
						50,	000	30. 2. 23			
						50,	000	30. 3. 23			
						50,	000	30. 4. 25			
						50,	000	30. 5. 25			
						50,	000	30. 6. 25			
						50,	000	30. 7. 25			
						50,	000	30. 8. 24			
						50,	000	30. 9. 25			
						50,	000	30. 10. 25			
						50,	000	30. 11. 22			
						50,	000	30. 12. 25			
8	0	0	この頁の小計			600,	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体			
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			車体用品工業㈱						千葉県香取市八日市場1005	山田　要	
						10,	000	30.1.31			
						10,	000	30.2.28			
						10,	000	30.3.30			
						10,	000	30.4.27			
						10,	000	30.5.31			
						10,	000	30.6.29			
						10,	000	30.7.31			
						10,	000	30.8.31			
						10,	000	30.9.28			
						10,	000	30.10.31			
						10,	000	30.11.30			
						10,	000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）								寄　附　者　の　区　分		法人その他の団体	
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			空港協力事業㈱						千葉県成田市大清水235-1	星山　武義	
						30,	000	30.1.31			
						30,	000	30.2.28			
						30,	000	30.3.30			
8	0	0	この頁の小計			90,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合　計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）				寄附者の区分	法人その他の団体			
			団体の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			鎌形建設㈱			千葉県香取郡多古町多古566	鎌形　憲一	
				20,000	30.1.26			
				20,000	30.2.28			
				20,000	30.3.28			
				20,000	30.4.27			
				20,000	30.5.28			
				20,000	30.6.28			
				20,000	30.7.27			
				20,000	30.8.28			
				20,000	30.10.1			
				20,000	30.10.26			
				20,000	30.11.29			
				20,000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計	240,000				
8	1	0	その他の寄附					
9	0	0	合計					

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に㋮と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体			
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈱カクタ						千葉県香取郡多古町十余三348-2	三浦　義弘	
						10,	000	30. 1. 26			
						10,	000	30. 2. 28			
						10,	000	30. 3. 28			
						10,	000	30. 4. 27			
						10,	000	30. 5. 28			
						10,	000	30. 6. 28			
						10,	000	30. 7. 27			
						10,	000	30. 8. 28			
						10,	000	30. 10. 1			
						10,	000	30. 10. 26			
						10,	000	30. 11. 29		野田　富士男	
						10,	000	30. 12. 28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) **本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2) 年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分			法人その他の団体	
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			浅野電設㈱						茨城県稲敷市上之島1006	浅野　晃司	
						10,	000	30. 1. 26			
						10,	000	30. 2. 28			
						10,	000	30. 3. 28			
						10,	000	30. 4. 27			
						10,	000	30. 5. 28			
						10,	000	30. 6. 28			
						10,	000	30. 7. 27			
						10,	000	30. 8. 28			
						10,	000	30. 10. 1			
						10,	000	30. 10. 26			
						10,	000	30. 11. 29			
						10,	000	30. 12. 28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）				寄附者の区分	法人その他の団体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
	十億 百万 千 円					
栗林商事㈱			千葉県香取市西和田733	栗林　利男		
	10,000	30.1.26				
	10,000	30.2.28				
	10,000	30.3.28				
	10,000	30.4.27				
	10,000	30.5.28				
	10,000	30.6.28				
	10,000	30.7.27				
	10,000	30.8.28				
	10,000	30.10.1				
	10,000	30.10.26				
	10,000	30.11.29				
	10,000	30.12.28				

800	この頁の小計	120,000
810	その他の寄附	→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈲今泉薬局					千葉県香取市佐原イ2594	今泉　善一	
						5,000	30.1.26			
						5,000	30.2.28			
						5,000	30.3.28			
						5,000	30.4.27			
						5,000	30.5.28			
						5,000	30.6.28			
						5,000	30.7.27			
						5,000	30.8.28			
						5,000	30.10.1			
						5,000	30.10.26			
						5,000	30.11.29			
						5,000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計			60,000				
8	1	0	その他の寄附							
9	0	0	合計							

→ ※ 下記注意（2）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に㊥と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体**　**（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）**

政党（支部）用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）							**寄　附　者　の　区　分**			**法人その他の団体**	
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			北総産業㈱						千葉県香取市鳩山535-1	木内　壽雄	
						10,	000	30. 1. 26			
						10,	000	30. 2. 28			
						10,	000	30. 3. 28			
						10,	000	30. 4. 27			
						10,	000	30. 5. 28			
						10,	000	30. 6. 28			
						10,	000	30. 7. 27			
						10,	000	30. 8. 28			
8	0	0	この頁の小計			80,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合　計								

→ ※ 下記注意（2）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）				寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
		十億 百万 千 円					
	太伸興業㈱			千葉県香取市境島900	大友　國男		
		10,000	30.1.26				
		10,000	30.3.28				
		10,000	30.4.27				
		10,000	30.5.28				
		10,000	30.6.28				
		10,000	30.7.27				
		10,000	30.8.28				
		10,000	30.10.1				
		10,000	30.10.26				
		10,000	30.11.29				
		10,000	30.12.28				
800	この頁の小計	110,000					
810	その他の寄附			→ ※ 下記注意（2）参照。			
900	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）								寄　附　者　の　区　分			法人その他の団体	
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備　考
			白鳥石材㈱						千葉県香取市佐原イ1722		白鳥　富士男	
						10,	000	30. 1. 26				
						10,	000	30. 2. 28				
						10,	000	30. 3. 28				
						10,	000	30. 4. 27				
						10,	000	30. 5. 28				
						10,	000	30. 6. 28				
						10,	000	30. 7. 27				
						10,	000	30. 8. 28				
						10,	000	30. 10. 1				
						10,	000	30. 10. 26				
8	0	0	この頁の小計			100,	000					
8	1	0	その他の寄附									
9	0	0	合　計									

→ ※ 下記注意（2）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に㋮と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）								寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			(有)壽茂登						千葉県香取市佐原イ521	須本　精久	
						10,	000	30. 1. 26			
						10,	000	30. 2. 28			
						10,	000	30. 3. 28			
						10,	000	30. 4. 27			
						10,	000	30. 5. 28			
						10,	000	30. 6. 28			
						10,	000	30. 7. 27			
						10,	000	30. 8. 28			
						10,	000	30. 10. 1			
						10,	000	30. 10. 26			
						10,	000	30. 11. 29			
						10,	000	30. 12. 28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）								寄　附　者　の　区　分		法人その他の団体	
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			黒田建設㈲						千葉県香取市返田736	黒田　惣二	
						10,	000	30. 1. 26			
						10,	000	30. 2. 28			
						10,	000	30. 3. 28			
						10,	000	30. 4. 27			
						10,	000	30. 5. 28			
						10,	000	30. 6. 28			
						10,	000	30. 7. 27			
						10,	000	30. 8. 28			
						10,	000	30. 10. 1			
						10,	000	30. 10. 26			
						10,	000	30. 11. 29			
						10,	000	30. 12. 28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意（2）参照。			
9	0	0	合　計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）								寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈱アタリヤ農園						千葉県香取市阿玉川1103	増田　俊哉	
						10	000	30.1.26			
						10	000	30.2.28			
						10	000	30.3.28			
						10	000	30.4.27			
						10	000	30.5.28			
						10	000	30.6.28			
						10	000	30.7.27			
						10	000	30.8.28			
						10	000	30.10.1			
						10	000	30.10.26			
						10	000	30.11.29			
						10	000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計			120	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）								寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈱ナリコー						千葉県成田市三里塚光ヶ丘1-1331	加瀬　佳正	
						10,	000	30. 1. 26			
						10,	000	30. 2. 28			
						10,	000	30. 3. 28			
						10,	000	30. 4. 27			
						10,	000	30. 5. 28			
						10,	000	30. 6. 28			
						10,	000	30. 7. 27			
						10,	000	30. 8. 28			
						10,	000	30. 10. 1			
						10,	000	30. 10. 26			
						10,	000	30. 11. 29			
						10,	000	30. 12. 28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）								寄　附　者　の　区　分		法人その他の団体	
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			共生建設㈱						千葉県成田市美郷台1-5-11	根本　実	
						10,	000	30. 1. 26			
						10,	000	30. 2. 28			
						10,	000	30. 3. 28			
						10,	000	30. 4. 27			
						10,	000	30. 5. 28			
						10,	000	30. 6. 28			
						10,	000	30. 7. 27			
						10,	000	30. 8. 28			
						10,	000	30. 10. 1			
						10,	000	30. 10. 26			
						10,	000	30. 11. 29			
						10,	000	30. 12. 28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合　計								

→ ※ 下記注意（2）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）							寄　附　者　の　区　分		法人その他の団体		
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			ワールドエンタプライズ㈱						千葉県成田市東町121-11	諸岡　勲	
						10,	000	30. 1. 26			
						10,	000	30. 2. 28			
						10,	000	30. 3. 28			
						10,	000	30. 4. 27			
						10,	000	30. 5. 28			
						10,	000	30. 6. 28			
						10,	000	30. 7. 27			
						10,	000	30. 8. 28			
						10,	000	30. 10. 1			
						10,	000	30. 10. 26			
						10,	000	30. 11. 29			
						10,	000	30. 12. 28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合　計								

→ ※ 下記注意（2）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に㊥と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体			
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			佐原印刷㈱			10,	000	30.1.26	千葉県香取市観音93-2	香取　克己	
						10,	000	30.2.28			
						10,	000	30.3.28			
						10,	000	30.4.27			
						10,	000	30.5.28			
						10,	000	30.6.28			
						10,	000	30.7.27			
						10,	000	30.8.28			
						10,	000	30.10.1			
						10,	000	30.10.26			
						10,	000	30.11.29			
						10,	000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意（2）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）								寄　附　者　の　区　分		法人その他の団体	
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			山科鋼材㈱						茨城県稲敷市神宮寺490-1	山崎　二郎	
						50,	000	30. 1. 26			
						50,	000	30. 2. 28			
						50,	000	30. 3. 28			
						50,	000	30. 4. 27			
						50,	000	30. 5. 28			
						50,	000	30. 6. 28			
						50,	000	30. 7. 27			
						50,	000	30. 8. 28			
						50,	000	30. 10. 1			
						50,	000	30. 10. 26			
						50,	000	30. 11. 29			
						50,	000	30. 12. 28			
8	0	0	この頁の小計			600,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合　計								

→ ※ 下記注意（2）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）								寄　附　者　の　区　分		法人その他の団体	
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			北総通信建設㈱						千葉県香取市本矢作757-1	大竹　信夫	
						10,	000	30. 1. 26			
						10,	000	30. 2. 28			
						10,	000	30. 3. 28			
						10,	000	30. 4. 27			
						10,	000	30. 5. 28			
						10,	000	30. 6. 28			
						10,	000	30. 7. 27			
						10,	000	30. 8. 28			
						10,	000	30. 10. 1			
						10,	000	30. 10. 26			
						10,	000	30. 11. 29			
						10,	000	30. 12. 28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合　計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）								寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			鈴久建設㈱						千葉県匝瑳市八日市場イ432-1	鈴木　英人	
						10,	000	30.1.26			
						10,	000	30.2.28			
						10,	000	30.3.28			
						10,	000	30.4.27			
						10,	000	30.5.28			
						10,	000	30.6.28			
						10,	000	30.7.27			
						10,	000	30.8.28			
						10,	000	30.10.1			
						10,	000	30.10.26			
						10,	000	30.11.29			
						10,	000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）								寄　附　者　の　区　分			法人その他の団体
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			㈱徳島屋						千葉県香取市佐原イ508	岡澤　一明	
						10,	000	30. 1. 26			
						10,	000	30. 2. 28			
						10,	000	30. 3. 28			
						10,	000	30. 4. 27			
						10,	000	30. 5. 28			
						10,	000	30. 6. 28			
						10,	000	30. 7. 27			
						10,	000	30. 8. 28			
						10,	000	30. 10. 1			
						10,	000	30. 10. 26			
						10,	000	30. 11. 29			
						10,	000	30. 12. 28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合　計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に㋮と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）				寄　附　者　の　区　分	法人その他の団体		
	団　体　の　名　称	金　額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考	
		十億 百万 千 円					
	有限会社丸喜商事	5,000	30.1.26	千葉県成田市花崎町800-6	木内　健二		
		5,000	30.2.28				
		5,000	30.3.28				
		5,000	30.4.27				
		5,000	30.5.28				
		5,000	30.6.28				
		5,000	30.7.27				
		5,000	30.8.28				
		5,000	30.10.1				
		5,000	30.10.26				
		5,000	30.11.29				
		5,000	30.12.28				
800	この頁の小計	60,000					
810	その他の寄附	0					
900	合　計						

→ ※ 下記注意（2）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）								寄　附　者　の　区　分		法人その他の団体	
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			有限会社　クサノ						千葉県香取市佐原ホ1159	草野　稔	
						5,	000	30.1.26			
						5,	000	30.2.28			
						5,	000	30.3.28			
						5,	000	30.4.27			
						5,	000	30.5.28			
						5,	000	30.6.28			
						5,	000	30.7.27			
						5,	000	30.8.28			
						5,	000	30.10.1			
						5,	000	30.10.26			
						5,	000	30.11.29			
						5,	000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計			60,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合　計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）							寄　附　者　の　区　分			法人その他の団体	
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			医療法人翔洋志誠会						千葉県香取市大倉字入り1196-1	平原　利彦	
						30,	000	30.1.26			
						30,	000	30.2.28			
						30,	000	30.3.28			
						30,	000	30.4.27			
						30,	000	30.5.28			
						30,	000	30.6.28			
						30,	000	30.7.27			
						30,	000	30.8.28			
						30,	000	30.10.1			
						30,	000	30.10.26			
						30,	000	30.11.29			
						30,	000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計			360,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合　計								

→ ※ 下記注意（2）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）				寄附者の区分	法人その他の団体			
			団体の名称	金額（十億／百万／千／円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			有限会社　山仙丸漁業			千葉県旭市中谷里8123	西宮　大和	
				10,000	30.1.26			
				10,000	30.2.28			
				10,000	30.3.28			
				10,000	30.4.27			
				10,000	30.5.28			
				10,000	30.6.28			
				10,000	30.7.27			
				10,000	30.8.28			
				10,000	30.10.1			
				10,000	30.10.26			
				10,000	30.11.29			
				10,000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計	120,000				
8	1	0	その他の寄附					
9	0	0	合計					

→ ※ 下記注意（2）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体			
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			鈴木電設株式会社						千葉県旭市ロ244	時盛　克良	
						10	000	30.1.26			
						10	000	30.2.28			
						10	000	30.3.28			
						10	000	30.4.27			
						10	000	30.5.28			
						10	000	30.6.28			
						10	000	30.7.27			
						10	000	30.8.28			
						10	000	30.10.1			
						10	000	30.10.26			
						10	000	30.11.29			
						10	000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計			120	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意（2）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）				寄附者の区分	法人その他の団体			
			団体の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			東和綜合警備保障株式会社	10,000	30.1.26	千葉県香取市佐原ロ2122-8	香取　信治	
				10,000	30.2.28			
				10,000	30.3.28			
				10,000	30.4.27			
				10,000	30.5.28			
				10,000	30.6.28			
				10,000	30.7.27			
				10,000	30.8.28			
				10,000	30.10.1			
				10,000	30.10.26			
				10,000	30.11.29			
				10,000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計	120,000				
8	1	0	その他の寄附					
9	0	0	合計					

→ ※ 下記注意（2）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）								寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			日建総業㈱						東京都豊島区西池袋3-33-19	越川　淳	
						10	000	30.1.30			
						10	000	30.3.2			
						10	000	30.3.30			
						10	000	30.5.2			
						10	000	30.5.30			
						10	000	30.7.2			
						10	000	30.7.31			
						10	000	30.8.30			
						10	000	30.10.3			
						10	000	30.10.30			
						10	000	30.12.3			
						10	000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計			120	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）								寄　附　者　の　区　分	法人その他の団体		
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			㈱セイミヤ						茨城県潮来市潮来617	加瀬　勝正	
						10,	000	30.1.30			
						10,	000	30.3.2			
						10,	000	30.3.30			
						10,	000	30.5.2			
						10,	000	30.5.30			
						10,	000	30.7.2			
						10,	000	30.7.31			
						10,	000	30.8.30			
						10,	000	30.10.3			
						10,	000	30.10.30			
						10,	000	30.12.3			
						10,	000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合　計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）								寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			関東機工建設㈱						千葉県成田市大清水214-15	小松　茂生	
						10,	000	30.1.30			
						10,	000	30.3.2			
						10,	000	30.3.30			
						10,	000	30.5.2			
						10,	000	30.5.30			
						10,	000	30.7.2			
						10,	000	30.7.31			
						10,	000	30.8.30			
						10,	000	30.10.3			
						10,	000	30.10.30			
						10,	000	30.12.3			
						10,	000	30.12.28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体			
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			エイパス（株）						東京都中央区日本橋浜町2-25-2チャンピオンタワー6階	林田　哲弥	
						10,	000	30. 1. 30			
						10,	000	30. 3. 2			
						10,	000	30. 3. 30			
						10,	000	30. 5. 2			
						10,	000	30. 5. 30			
						10,	000	30. 7. 2			
						10,	000	30. 7. 31			
						10,	000	30. 8. 30			
						10,	000	30. 10. 3			
						10,	000	30. 10. 30			
						10,	000	30. 12. 3			
						10,	000	30. 12. 28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附			10,	000				
9	0	0	合計		5,	850,	000				

→ ※ 下記注意（2）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その10）

（10）機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳

			特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
			谷田川元主催講演会・パーティー	十億 百万 千 円 10,270,000	750 人	30.11.25	千葉県成田市小菅700成田ビューホテル	
8	0	0	この頁の小計	10,270,000				
9	0	0	合計	10,270,000				

注意．この用紙には、収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）について記載するものであること。

（その13-1）

３．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項目					金額	備考
1 経常経費					十億 百万 千 円	
	(1) 人件費	0	1	0	3,754,176	
	(2) 光熱水費	0	2	0	219,514	
	(3) 備品・消耗品費	0	3	0	904,916	
	(4) 事務所費	0	4	0	2,056,856	
	小計 ((1)～(4))	8	0	0	6,935,462	
2 政治活動費					十億 百万 千 円	
	(1) 組織活動費	0	5	0		
	(2) 選挙関係費	0	6	0		
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0	5,467,114	←(070)行に記載すること
	（内訳）ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0	32,550	※(080)行から(110)行の合計を、
	（内訳）イ 宣伝事業費	0	9	0	370,273	
	（内訳）ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0	5,064,291	
	（内訳）エ その他の事業費	1	1	0		
	(4) 調査研究費	1	2	0		
	(5) 寄附・交付金	1	3	0	6,880,000	
	(6) その他の経費	1	4	0		
	小計 ((1)～(6))	8	0	1	12,347,114	うち本部・支部間の交付金合計 円
合計		9	0	0	19,282,576	←(800)行と(801)行の合計を記載すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その14）、（その15-1）及び（その15-2）の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書（その14）	政治活動費内訳書（その15-1）	政治活動費内訳書（その15-2）
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出 「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出 「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	不要 ※資金管理団体は必要		

（その14-1）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（２） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	光熱水費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電気料金			10,	318	30.1.16	東京電力エナジーパートナー(株)	東京港区海岸1-11-1ニューピア竹芝ノースタワー	
〃			10,	196	30.2.15	〃	〃	
〃			10,	152	30.3.15	〃	〃	
〃			10,	105	30.4.13	〃	〃	
〃			10,	567	30.5.16	〃	〃	
〃			11,	766	30.6.14	〃	〃	
〃			10,	241	30.7.13	〃	〃	
〃			11,	469	30.8.14	〃	〃	
〃			11,	381	30.9.13	〃	〃	
〃			10,	751	30.10.15	〃	〃	
〃			11,	510	30.11.14	〃	〃	
〃			12,	060	30.12.14	〃	〃	
この頁の小計			130,	516				
その他の支出			88,	998				
合計			219,	514				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
文具代			10,	940	30.2.28	（株）スギヤマ	千葉県香取市佐原ロ2128	
〃			14,	056	30.4.27	〃	〃	
〃			14,	947	30.4.27	〃	〃	
〃			28,	856	30.5.31	〃	〃	
〃			12,	307	30.7.31	〃	〃	
〃			38,	464	30.8.31	〃	〃	
〃			34,	924	30.10.31	〃	〃	
〃			17,	290	30.12.28	〃	〃	
この頁の小計			171,	784				
その他の支出			733,	132				
合計			904,	916				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電話料金			18,	304	30.1.4	KDDI（株）	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス			18,	432	30.1.19	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
事務所家賃			90,	000	30.1.25	ﾚｽﾄﾗﾝﾀｲﾑﾍﾞﾙ 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落し
電話料金			18,	668	30.1.31	KDDI（株）	東京都新宿区西新宿2-3-2	
輪転機リース料			20,	476	30.2.7	日立キャピタル（株）	東京都港区西新橋1-3-1	
レタックス			26,	112	30.2.23	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
事務所家賃			90,	000	30.2.26	ﾚｽﾄﾗﾝﾀｲﾑﾍﾞﾙ 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落し
電話料金			18,	110	30.2.28	KDDI（株）	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス			19,	456	30.3.16	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
事務所家賃			90,	000	30.3.26	ﾚｽﾄﾗﾝﾀｲﾑﾍﾞﾙ 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落し
電話料金			18,	192	30.4.2	KDDI（株）	東京都新宿区西新宿2-3-2	
事務所家賃			90,	000	30.4.25	ﾚｽﾄﾗﾝﾀｲﾑﾍﾞﾙ 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落し
この頁の小計			517,	750				
その他の支出								
合計								

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
レタックス			17	428	30.4.26	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話料金			17	946	30.5.1	KDDI（株）	東京都新宿区西新宿2-3-2	
車税金			45	000	30.5.8	千葉県自動車税事務所	千葉県千葉市中央区問屋町1-11	
〃			39	500	30.5.8	〃	〃	
〃			15	700	30.5.8	〃	〃	
レタックス			39	424	30.5.18	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
事務所家賃			90	000	30.5.25	ﾚｽﾄﾗﾝﾀｲﾑﾍﾞﾙ 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落し
電話料金			18	093	30.5.31	KDDI（株）	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス			17	448	30.6.13	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
事務所家賃			90	000	30.6.25	ﾚｽﾄﾗﾝﾀｲﾑﾍﾞﾙ 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落し
電話料金			13	667	30.7.2	KDDI（株）	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス			26	644	30.7.10	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
この頁の小計			430	850				
その他の支出								
合計								

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所家賃			90	000	30.7.25	ﾚｽﾄﾗﾝﾀｲﾑﾍﾞﾙ 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落し
電話料金			12	880	30.7.31	KDDI（株）	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス			15	872	30.8.24	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
事務所家賃			90	000	30.8.27	ﾚｽﾄﾗﾝﾀｲﾑﾍﾞﾙ 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落し
電話料金			12	966	30.8.31	KDDI（株）	東京都新宿区西新宿2-3-2	
事務所エアコンクリーニング			37	800	30.8.31	ダスキンメート	千葉県香取市佐原イ1342	
レタックス			18	452	30.9.11	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
事務所家賃			90	000	30.9.25	ﾚｽﾄﾗﾝﾀｲﾑﾍﾞﾙ 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落し
電話料金			17	377	30.10.1	KDDI（株）	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス			15	872	30.10.18	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
事務所家賃			90	000	30.10.25	ﾚｽﾄﾗﾝﾀｲﾑﾍﾞﾙ 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落し
ＮＨＫ受信料			13	990	30.10.26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
この頁の小計			505	209				
その他の支出								
合計								

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電話料金			12	500	30.10.31	KDDI（株）	東京都新宿区西新宿2-3-2	
会計監査			97	200	30.11.2	税理士　五十嵐玲彦	千葉県佐倉市稲荷台1-5-6	
事務所家賃			90	000	30.11.26	ﾚｽﾄﾗﾝﾀｲﾑﾍﾞﾙ　志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落し
レタックス			34	816	30.11.30	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話料金			18	190	30.11.30	KDDI（株）	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス			27	156	30.12.19	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
倉庫ガレージ			120	000	30.12.21	小長谷忠義	千葉県香取市佐原イ570	
事務所家賃			90	000	31.12.25	ﾚｽﾄﾗﾝﾀｲﾑﾍﾞﾙ　志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落し
この頁の小計			489	862				
その他の支出			113	185				
合計			2,056	856				

※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 ③ 機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 発送費

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			32	550				
合計			32	550				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。

(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 ④ 宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 宣伝広告費

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
機関紙代			13	250	30.4.26	民進党民進プレス編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
看板木材代			40	435	30.9.11	鈴木木材	千葉県香取市大根1134-1	
この頁の小計			53	685				
その他の支出			7	138				
合計			60	823				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 ④ 宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 遊説費

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
							東京都新宿区西新宿1-26-1	
車保険代			55	740	30.1.26	損保ジャパン日本興亜（株）	~~千葉県千葉市中央区幸町1-6-3~~	
〃			192	530	30.4.26	三井住友海上火災保険㈱	東京都~~中央区新川2-27-2~~	
〃			61	180	30.4.26	〃	〃　千代田区神田駿河台3-9	
この頁の小計			309	450				
その他の支出								
合計			309	450				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-2)

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分 政治資金パーティー開催事業費（パーティーの名称：谷田川元主催　講演会・パーティー　）				
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
パーティー券等　印刷代	86,184	30.9.13	佐原印刷（株）	千葉県香取市観音93-2	
土産代	297,500	30.11.22	（株）太陽社	千葉県匝瑳市飯倉293	
場所・食事・バス代等	3,843,670	30.11.29	成田ビューホテル	千葉県成田市小菅700	
看板代	54,000	30.11.30	（有）フジタ工芸	千葉県香取市森戸128	
パーティー飲料水代	80,417	30.12.5	高橋酒店	香取市佐原イ711	
パーティー御礼品	228,000	30.12.21	（株）恋する豚研究所	千葉県香取市沢2459-1	
〃	376,020	30.12.26	鈴木博志梨園	千葉県香取市[illegible]632-2	
〃	40,000	30.12.29	〃	〃	
〃	15,000	30.12.29	（有）ケンズガーデン	千葉県成田市芝2029	
〃	~~10,000~~	~~30.12.30~~	~~〃~~	~~〃~~	
〃	20,000	30.12.30	〃	〃	
この頁の小計	5,000,791				
その他の支出	213,500				
900 合計	5,064,291				

※1　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

※2　複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

注意　(1)　本表には、政治資金パーティー開催事業費について、パーティーごとに別葉にして記載すること。（同名のパーティーでも開催日が異なる場合は別葉とすること。）
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　(7)．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 寄付金

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄付			300,	000	30.1.5	谷田川元後援会	千葉県香取市佐原口2164-2	
〃			400,	000	30.2.23	〃	〃	
〃			500,	000	30.3.16	〃	〃	
〃			500,	000	30.4.18	〃	〃	
〃			500,	000	30.8.1	〃	〃	
〃			900,	000	30.8.7	〃	〃	
〃			500,	000	30.10.9	〃	〃	
〃			500,	000	30.10.29	〃	〃	
〃			300,	000	30.11.15	〃	〃	
〃			500,	000	30.11.22	〃	〃	
〃		1,	980,	000	30.12.28	〃	〃	
この頁の小計		6,	880,	000				
その他の支出								
合計		6,	880,	000				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その17）

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無						
資産等の項目別区分	14		16	有 ※注(3)参照 88	無 ／	備考
ア　土地	0	1	0	☐	☑	
イ　建物	0	2	0	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	0	5	0	☐	☑	
カ　金銭信託	0	6	0	☐	☑	
キ　有価証券	0	7	0	☐	☑	
ク　出資による権利	0	8	0	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	☐	☑	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☑ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 31 年 2 月 21 日

政治団体の名称　**国民民主党千葉県第10区総支部**

会計責任者の氏名　**宮澤　健**　㊞

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

平成31年2月7日

国民民主党千葉県第10区総支部
代表 谷田川元 殿

登録政治資金監査人 五十嵐玲彦
登録番号第618号
研修修了年月日 平成21年6月29日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、国民民主党千葉県第10区総支部の平成30年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、国民民主党千葉県第10区総支部の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

国民民主党千葉県第10区総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上